

保護者様

愛知県立鳴海高等学校長 橋本 正秀

台風等異常気象時における授業等の取扱いについて

秋冷の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動に御理解御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

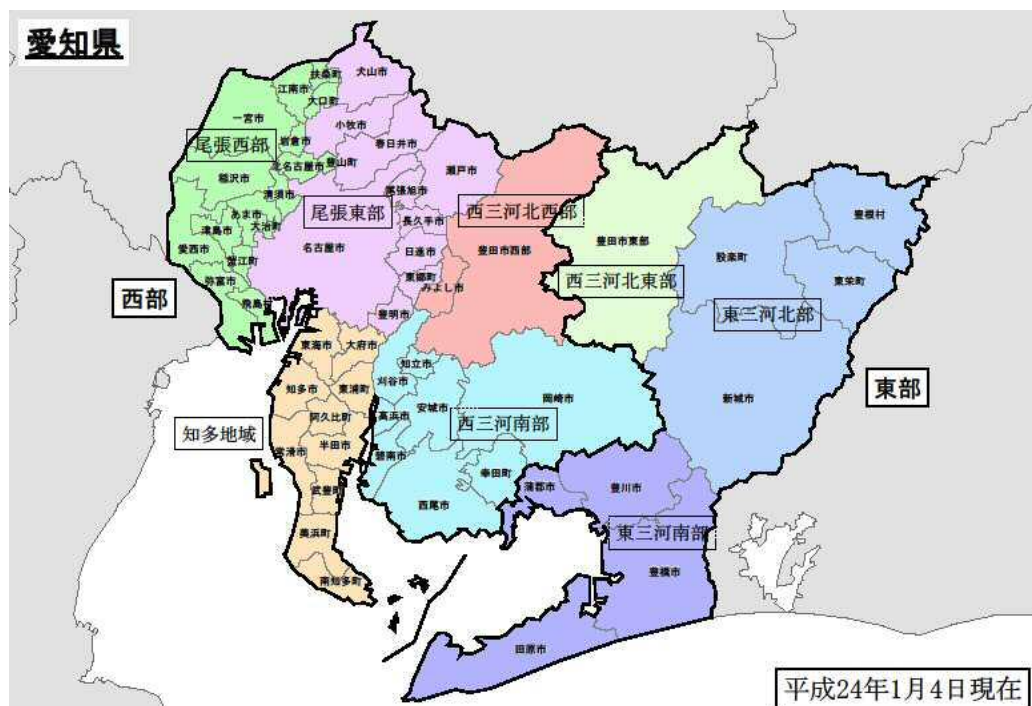
さて、みだしの件につきまして、原則下記のとおりとなっております。御確認の上、対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 お子様が登校する以前に、「名古屋市」、「愛知県西部」全域、「尾張東部」全域のいずれか※1に暴風警報が発表されている場合
 - (1) 午前6時40分までに暴風警報が解除された場合
平常どおり授業を行います。
 - (2) 午前6時40分から午前11時までに暴風警報が解除された場合
解除後2時間を経てから授業を行います。
 - (3) 午前11時以降暴風警報が継続されている場合
授業は行いません。
- 2 お子様が登校後、「名古屋市」、「愛知県西部」全域、「尾張東部」全域のいずれかに暴風警報が発表された場合
特別な事情のない限り、直ちにお子様を下校させます。

〔備考〕

※1 愛知県立鳴海高等学校が所在する「名古屋市緑区」が含まれる区域。(下図参照)



※特別警報が発令された場合は、生徒手帳P23を参照してください。